

「コンコーディア」詩の政治思想 : F・シュレーゲルの後期ロマン主義

竹原, 良文
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1657>

出版情報 : 法政研究. 39 (2/4), pp.381-411, 1973-06-30. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

「コンコーディア」誌の政治思想

——F・シュレーゲルの後期ロマン主義——

竹原良文

目次

- 一 「コンコーディア」誌の創刊まで
- 二 「コンコーディア」同人たちの精神
- 三 「時代の徴」(Signatur des Zeitalters)

(一)

論 説

F・シュレーゲルをめぐるロマン主義思想はその初期においては「アテネウム」誌を中心として、中期においては「オイローパ」誌を中心として、それぞれロマン主義の性格を反映して形成されてきたことについては既に述べた通りである。しかし後期ロマン主義は前期ロマン主義と著しい対照をなしていると言われるほど変化してきて、ロマン主義はフランス革命の反動であり、保守主義の源流であると言われる場合は、この後期思想を指して言われていることが多い。ところでこのような主張がされる場合主としてその主な思想家の一人であったアダム・ミュラーのそれなどが中心になって論ぜられることが多くて、ことにロマン派の人びとを結集した機関誌「コンコーディア」につい

ては十分な検討を加えられていないことが認められねばならない。「コンコーディア」誌に関する研究はきわめて少いし、戦後ではE・ベラーによって後記を附して新にダルムシュタットから一九六七年ファクシミリ版として刊行されたにとどまっている。戦前においてはことにこの誌上に収められていた「時代の徴し」が別にそれだけまとめてF・シュレーゲルの著作として一九二〇年、トールマン (W. E. Thormann) によって刊行され、またこの人によってフランクフルト大学における学位論文としてまとめられた研究があるにすぎないことから、それだけに後期ロマン主義批判がいかに資料へ十分の検討を加えることなしになされているかがわかるだろう。しかも政治思想史全般との関連、英・仏におけるロマン主義との関係においてはなおさら包括的研究はないと言えよう。⁽¹⁾

まず「コンコーディア」(信知一致)という機関誌、ことに政治的色彩が強いこの雑誌が形成された経緯は、ナポレオン戦争が終結して、ウィーン平和会議^{コングレス}、フランクフルト連邦制憲会議^{フンデスタット}において戦後ヨーロッパの平和処理が検討される中で計画され、その後のメッテルニヒ時代、王政復古へと移ってゆく中であっただけに、そのような反動政治の理論的思想的指導をはかるものとして、反動視されたことはある意味では当然のことだったかもしれない。たとえば兄のA・W・シュレーゲルが、同誌へ共同編集者として寄稿を要請されながら、これを拒否して結局は兄弟間の個人的関係にも断絶をつくりだした結果におわったことから、このような批評を歴史的観点から受けるであろうことは否定しがたいことが推測されるであろう。しかしそれほどこの政治的ロマン主義の機関誌がメッテルニヒ反動政治の御用機関そのものの性格をもっていたかどうか、歴史上の具体的事実についてこの雑誌の刊行にいたったいきさつを検討してみよう。

F・シュレーゲルが「ヴィンディッシュマン講義」においてカトリシズム、中世思想への傾斜を深めてきたことについてはすでに述べたとおりであり、またカトリック教会へ改宗した(一八〇八年)ことについては妻ドロテア(Dorot

rothea Veit) — 作家メンデルスゾーン (Mendelssohn) の娘 — の影響がいちじるしかったにせよ、ストールベルク (Stolberg) の信仰に関する見解からの感化、政治的外面的にはナポレオンの帝政への移行に対する怒りと絶望感などが、その原因となったことを考えることができよう。しかし彼がウィーンにひきつけられるようになったことも考慮せねばならないだろう。後者については二つの点が考えられるが、その一つはウィーンにおけるA・W・シュレーゲルのロマン主義文学思想の指導者としての名声である。一八〇八年彼はスタール夫人 (Mme de Staël) とともにウィーンへ旅し、そこでドラマ芸術および文学史に関する講義をおこない、一時に名声を得ることができたのであるが、ケルンにあって学問的にその地位の上で不遇だったF・シュレーゲルにとって一つのチャンスが期待されるようになったことである。実さい兄は彼のために皇帝フランツ一世に、弟が史料編纂官としてウィーン史料館 (Wiener Archiven) にその地位をうる⁽²⁾ことができるように推薦する労をとったし、また皇帝はきわめて好意をもってこれを承認したということである。⁽⁴⁾ つぎにF・シュレーゲルのオーストリアに対する見解は反ナポレオンの見地から急速に政治的勢力の中心をそこに求めて変化するに至ったという点である。ナポレオンが一八〇四年帝位について以来のF・シュレーゲルのこの皇帝に対する反感は強まってきたが、その後ボナパルトのヨーロッパへの軍事支配、各民族に対する圧迫 — ドイツに対しては勿論 — を目前にして、その感情は一そう深まった。しかもプロシャ、ロシアの一八〇六 — 七年ティルジット和議、フランクフルト会議 (ナポレオンと皇帝アレクサンドルとの) は、フランスによるヨーロッパ支配体制が完成に近い状況であることを示していた。このような情勢の中でフランスに対抗しうる力をもったものとしては、ドイツ諸邦のうちハカイザートゥムVの伝統をもったオーストリアのみがその使命を果たしうるものとして現れたのである。こうしてF・シュレーゲルは、一八〇八年四月カトリック教会へうつり、二ヶ月後にはドレスデン經由ウィーンに到着し、歴史史料編纂所で働くとともに近代史講義の準備にとりかかったのである。しかし一八

○九年春対仏戦争ははじまり、彼は軍事関係の新聞編集者として従軍、ワグラムでの敗戦後はハンガリーに軍隊とともに退却を余儀なくされるような時期もあった。そしてこの当時の軍事新聞の経験が官報「オーストリア新聞」(“Österreichische Zeitung”) およびウィーン会議中評判のよかった「オーストリア観察者」(“Österreichischer Beobachter”) の編集に当たる経験的基礎を与えるようになったのである。そのようにメッテルニヒ (Mettelnich) もまたこのような新聞などに積極的援助と指導とを惜まなかった。それほどに世論は政治上、外交上の重要な手段と見なされるような事情が形成されつつあった。⁽⁵⁾

ウィーン講和会議およびそれに続くフランクフルト制憲会議ブンデスタークにおけるF・シュレーゲルの活動は、メッテルニヒ政府の意図を積極的に支持してきわめて活発なものがあつたと言われている。ウィーン会議においては彼は、メッテルニヒの甥であるヴェゼンベルク (Freiherr v. Wessenberg) を中心とするドイツ国家教会、すなわちガリカニズムを實現しようとする運動に対抗してヴァチカンの権利請求を弁護して、カトリック教会の超民族的理念を擁護し、ドイツ側においても「オラトリオ派」の利益を自ら代表した。⁽⁶⁾ またドイツ連邦基本法 (Bundesakt) についてはメッテルニヒの主張を積極的に推進する役割を果した。彼はその功績によって、一八一五年、十一月フランクフルト国会へオーストリア使節顧問として派遣されることになった。メッテルニヒの「パリ報告」も認めているように、フランクフルトにおいて、ドイツにおける世論をオーストリアの政策に適合するような方向へ指導するための専門家としての能力が彼に認められたわけである。彼がこの国会において抱いていた憲法構想はその草案からこれを知ることができるが、それはドイツ連邦 (Statensbund, oder—verein) 制の實現であつて、そのような憲法思想を實現する上で、新聞雑誌を世論指導と理解のために動員することが念願されたのである。⁽⁷⁾ そして実際に、F・シュレーゲルはその目的でフランクフルトの文筆家、出版関係者と折衝する上でかなりの効果をあげることができた。シュロツサー (Fr. H.

Schlösser) などの協力であって、そこから北ドイツの新聞にも何らかの働きかけをすることができた。彼は一八一五年一二月、メッテルニヒあての手紙の中でつぎのように述べている。「ドイツ一般の、したがってまたことにオーストリア的意味において編集された政治雑誌ならびに全連邦的新闻について、私はいますで、いくつかの計画と理念を当地の出版者、学者たちと、また代表者たちと話し合っており、検討しています。しかし、その成熟の度合については、それを殿下にお話し申しあげるところまでいってはおりません。⁽⁸⁾」そしてかつてのグループの人たちに政治雑誌の刊行計画について協力を要請し、その実現はほぼ可能となるような段階にいたっていた。連邦議会におけるオーストリア全権使節ブオル・シャウエンスタイン (Gr. von Buol-Schaunentstein) あての覚書（一八一六年一月二〇日づけ）ではこの世論指導に関する計画についてつぎのように報じている。「おなじ目的をもってこちらのライン地方のすぐれた学者仲間によって「コンコーディア」の名のもとに年明けからはじまる、その民族の政治状態とならぬで道義的宗教的状态をも志向することになる雑誌に、協力を拒否すべきではないと信じてきた。⁽⁹⁾」

このように「コンコーディア」の計画は進んでいたが、それが広告の形をとって公表され、またメッテルニヒにむかって援助が求められるようになったところで、この政治的雑誌に対するメッテルニヒのはっきりした反対意志が表明されるにいたって、この計画は中止されざるをえなくなってしまった。メッテルニヒがこれに賛成しなかった理由は、積極的に世論指導に強い関心をもっていた彼の場合、おそらくは一つはこの雑誌の構想についてF・シュレーゲルと著しい見解の相異があったのではないかという点であり、他はシュレーゲルの身分に関することであって、官僚としての彼の活動の結果生ずるであろう責任をメッテルニヒは引きうけざるをえない事態を避けようとしたのではないかと言うことである。一八一七年一月一〇日メッテルニヒあての手紙に同封された広告文とは、「コンコーディア」の刊行の主旨を説明してつぎのように述べている。「…きままっていることは、時代の経過を觀察的に追及し、時

代精神と時代史の発展に検証的かつ参加的についていくことである。いつも各ドイツ州邦において、ドイツ連邦の活動範囲で、カトリック教会とプロテスタント教会とで、またはそのほかにも精神文化にとって新しいもの、有益なものとして光に照らしだされるもの、あるいはドイツ民族の重要事として優先的に考察せらるべきような種類のもの：「をとりあげていくことをその使命とすること、その中心点はドイツであり、全ヨーロッパ的事項はその関連しているかぎりにおいて考察されること、このような「全ドイツ」(gesamte Deutschland) 政治思想雑誌たることを呼びかけている。⁽¹⁰⁾このような構想の点で、メッテルニヒはコンコーディアの理念に気がむかなかつたし、超宗派的全ドイツ的機関誌についてはオーストリアの特殊的、官僚主義的立場からの政治上のイニシアティヴにとって著しい危懼をふくむかもしれないことをおそれたのではないかと思われる。彼はオーストリアの作家を中心とする「文学年報」(Jahrbücher der Literatur) の方を、ゲンツ、ハンマア・プルクスタルを顧問とし、シュレーゲルを協力者とする形で「コンコーディア」にすりかえることにしたのである。教会に対してコーポレーションとしての自治的権利を許容する上にやぶさかではないにしても、それが国家の権限にとつて重大な危険となる可能性もそこに感ぜざるをえなかつたし、自由主義者たちよりも保守的身分的装いをもつたフロンド派、ロマン主義的経済思想、一般聖職者の意見に危懼を感じていた。メッテルニヒは世論指導の上でのすぐれた能力への期待がうらぎられたことに非常な不満を示したと言われている。⁽¹¹⁾「コンコーディア」が一八二〇年八月に刊行されるに至ったとき、メッテルニヒはこれに対する拒否の態度をかえなかつたし、自らがその保護者と見られることをおそれていた。「…真の援助のかわりに空想上のそれを、有効な著書のかわりに「コンコーディア」を与える」とF・シュレーゲルへの不満と失望を示したといわれているし、A・ミュラー(A. Müller) の論文からの帰結の中には、制度の擁護の名目のもとに財産権をゆりうごかすものがあって、全く相反する動機に駆られた思想とは言え、革命民衆自身の中で行動しているという責任が問わ

れねばならないとの声が批判としてあげられたほどだった。⁽¹²⁾ F・シュレーゲルが官吏身分としてこのような政治雑誌を主唱する責任が追求されねばならなかったし、フランクフルトの使節からも彼を解任する要請がなされ、一八一八年三月三日メッテルニヒは彼を召還すべきことを皇帝に要請した。ヴュルテンベルク代表v・ヴァンゲンハイム (Freiherr v. Wangenheim) はこのことを嘆じて、「シュレーゲルの辞任はわれわれにとって大きな損害だった。彼がなしとげたものは、彼がなしうるものよりはるかに少い」と、外交使節ブオル・シアウエンスタインの官僚的取扱いを非難している。こうしてフランクフルト時代における「コンコーディア」は実現を見ないままにおわった。⁽¹³⁾ この点からもF・シュレーゲルはメッテルニヒの単なる御用学者になりさがったとは言えないものがある。

政府の支持を得ることができないで、また発案者であるライン・グループのあいだでも意見の一致を見ることができないままに、「コンコーディア」の実現を達成しえなかったF・シュレーゲルは今度はウィーンからかなり自由な立場において、フランクフルト時代に構想された政治思想雑誌の刊行を再び考えるようになった。ナポレオン戦争時代に文学芸術誌としてドイツ国民の民族的鼓舞に大いに役立った「ドイツ・ミュウゼウム」 (Deutsche Museum) とおなじような、思想上の、もっと広範なパースペクティヴをもった後期ロマン主義グループのあらたな結集と参加の理念の雑誌の刊行が企画された。前のグループから変わることなく中心メンバーとしてのこったのはブッフホルツ (Buchholz) だけで、そのほか、あらたにバーダー (Fr. v. Bader)、そしてまた単に精神的とは言えギョレス (J. Görres) の参加が見られたことは、このグループがカトリシズム思想家集団であることをはっきりさせたし、その機関誌の名称にしても、もっとはっきりと、キリスト教的性格を表現した名称が考えられたけれども、結局は最初のとおり「コンコーディア」が採用されることに決定された。F・シュレーゲルは一八二〇年八月二日義理の息子フアイト (Philipp Veit) につきのように書きおくっている。「ブッフホルツへ心からよろしく。そして彼にその雑誌

はハコンコーディアVと呼ばれるだろうと伝えて下さい。……かつての時代のことを覚えている彼にはたしかによろこばしいことでしょう。われわれは彼の参加を当てにしています。とにかく私とピラット (Pilat)、A・ミュラーは共同して、この新に創造さるべきハコンコーディアVの良い事業のために騎士らしく戦いましょう。もっとも親愛なブッフホルツよ、私のために全く特別に必要な同志となってくれ、そしてイタリーからこちらへ原稿をよこしてくれ。」⁽¹⁴⁾こうして一八二〇年夏に第一号が刊行され、その年末までに第五号までが出たが、その成りゆきはかんばしくないままに一時休刊を余儀なくされたのちに、F・シュレーゲルの熱心な努力によって第六号(一八二二年)が刊行されるが、それはもうF・シュレーゲルの「時代の徴し」を完結するために出されたようなものだった。また実さい当時の人びとはやゆして、後者を発表するために、「コンコーディア」は企図されたと皮肉に言ったほどであって、それ以後「コンコーディア」は新しい青年ドイツ運動の中に見失われてしまい、ゲルヴィヌス (Gervinus)「十九世紀史」(Geschichte des 19 Jahrhunderts)の宣戦布告を受けて、ロマン主義自身衰退してゆくのである。しかし「時代の徴し」の政治思想の上での価値はほとんどそのために失われてしまっただろうか。それはあまりにも政治思想史研究家のあいだでも十分に検討されないままに、過去のものとして葬りさらわれてしまっていたように見える。たしかに初期のそれに比較するとき一般に指摘されるような精神的貧困化、老朽化の現象は避けられないとしても、その中には新しい十九世紀精神の萌芽が、古いものの中につねに存在する新しいものの矛盾関係をとおして、現れつつあったのではないだろうか。⁽¹⁵⁾つぎに「コンコーディア」グループについて述べよう。

(1) C・シュミットの「政治的ロマン主義」の「コンコーディア」評はむしろ非難に近いし、そのほかの評論家はそれをほとんど無視した。(Id., SS. 163~67) Thormann, F. Schlegels Concordia, Eine Studie zur Weltanschauung der Spätromantik. (1920). これとはほぼ同の内容をもった同著者の〈Prophetische Romantik〉(1924, Mathias=Grünwald-

Verlag Mainz) が刊行されている。しかし F・シュレーゲルの著作の決定版編集者のベラー (E. Behler) は上記のように「コンコーディア」新版の後記の中でこの研究に触れ、その研究成果はあまりにも書誌的考証に欠けて不正確だと批判的見解を述べている (注一、同六頁)。Droz, *Romantisme polit. en Allemagne*, p. 169, n. 1. は「トルマンのこの雑誌への注目の喚起を評価している。ここでは上述のとおり、全体的研究はまだ十分ではない。なお新全集版第七巻では「時代の徴し」が収録されているが、本稿では主としてそのテキストを使用し、「コンコーディア」誌上のテキストをあわせ参照した。

(2) ハイデルベルグ神学者ストルベルクの神学思想がいかにロマン主義者たちの宗教思想に影響を及ぼしたかは、「コンコーディア」の中のブッホルツの論文でもはっきり言われている。また F・シュレーゲル自身の改宗もその結果であることを認めてゐる。(Stolberg, *Geschichte d. Religion Jesu Christi*, 1806). E. Behler, *Nachwort*, S. 36-7.

(3) F・シュレーゲルの反ナポレオンの感情については *Helmine v. Chezy* の報告。

(4) E. Behler, *id.* SS. 9-10.

(5) E. Behler, S. 13. なお、オーストリアのカイザアトムに関する F・シュレーゲルの共感については、単なる政治状況の判断だけではなく、すでに述べたようにカール五世に関する研究、中世史研究などに関連して発展してきたものである。

(6) E. Behler, a. a. O. SS. 19-20. Thormann, 〈Concordia〉, S. 11.

(7) Behler, a. a. O. SS. 13-14. F・シュレーゲルの憲法草案の中では、この連邦の目的を「全ドイツ国家連合における内外の安全の保持と促進」に求め、そのため連邦構成国はその目的と対立するであろう他のなんらかの同盟関係に入ってはならない義務を負うべきであり、一方的に脱退することを欲してはならないこととされた。相互の武力紛争にいたらないこと、繫争事件については連邦裁判所においてこれを決定すべきこと、また共通の事項については連邦とその会議の決定に服従すべきこと、構成国はその会議に出席し、議決を行う権利をもつが、衡平 (Billigkeit) のために、それぞれの人口数に応じた複数投票権をもつべきこと、さらに民族的自由、すべてのキリスト教徒として市民的政治的権利平等を認めるべきこと、かつユダヤ人の市民権要求を、その内容にふくんでいた。(Hendrix, *F. Schlegels polit. Weltbild*, S. 72).

(8) Thormann, a. a. O. SS. 12-13, Behler, a. a. O. SS. 18-19. (Bleyer, J., *F. Schlegel am Bundestage in Frankfurt*, SS. 163. f.)

- (9) Thormann, a. a. O. SS. 11-12, Behler, Id. (Bleyer, Id.)
- (10) Behler, id., SS. 21-2, note, 3. (Körner, Literaturblatt, 1928)
- (11) Thormann, id., SS. 19-20.
- (12) Briefwechsel zwischen Gentz und A. Müller, S. 330; 1820, Okt..
- (13) Behler, id., S. 24. (22, Mai, 1818, Cotta の手紙)
- (14) Behler, id., S. 25.
- (15) Thormann, id., SS. 33-34.

(11)

「コンコーディア」に集まった人びとは思想・政治に関する批評雑誌として、F・シュレーゲル、A・ミュラー、F・v・バーダア、v・ブッホルツなどの共同編集の形式のもとにそれを実現したことにについてはすでに述べた。ことに直接参加はしていなかったけれども、J・ギョレスの精神がかなり強い影響を後期ロマン主義思想の形成に及ぼしていたことは、無視しえないことであって、F・シュレーゲルもまた「時代の徴し」の中ではくりかえし、ギョレスの名をあげて彼の教示に負うことが著しいことを指摘していることから、そのように言うことができよう。両者はともに前述したように、ジャコバン主義者として出発しながら、経過の差はあるにせよその克服をとおしてロマン主義思想を形成するに至ったのである。政治主義への嫌悪と批判からギョレスは自然哲学理論の中へ沈潜し、*l'origine ansonnie* という表現をもった有機的、神秘主義的自然観を表明するようになったが、社会的見解についても歴史的、宗教的見地を深めつつあった。フランクフルト制憲国会時代から反プロシヤ主義の点で[△]ライニツェ・メルキユウル[▽]を通じて両人は接触があったが、中世的、ゲルマン的ドイツの承認、キリスト教の普遍的価値の承認を通じ

て、「キリスト教的國家理論」を擁護して、次第にF・シュレーゲルと意見の一致を見るようになったし、「ドイツ・ムウゼウム」へ協力している⁽¹⁾。彼もまたナポレオン戦後の時代精神批判として「ドイツと革命」(Teutschland u. Revolution, 1819)を書いたが、その観点においてF・シュレーゲルの「時代の徴し」と根本的には一致するものをもっていた⁽²⁾。したがってその構想を方法的に述べるにあたっては、ギョレスによって説明するのをよいと考えたのであろう。分析と構成、対立と従属関係からではなしに有機的に必然的な分肢(Glieder)と生成の段階(Stufe)の見地からする思考方法がギョレスによって考えられたが、これこそ観察における本質的観点として、F・シュレーゲルはそれを悟性主義批判の手本として挙げている。空間の限界を超えて、時間の領域、すなわち歴史的分野へ入ってゆくことであり、あるいは十分ではないが、分析的抽象的方法ではなくて、法分野に関して多くの良い成果をあげているのだが、歴史的調和の見地であって、キリスト教的習俗と衡平(Billigkeit)による真の生命ある、持続的
法分野―精神的分野とギョレスが呼んだところのものであって、その後歴史法学主義へ道を開くこととなったのである。あるいは第四の、最高の平和的解決への道であって、信仰と知との一致、あるいは傷を受けたところから始まる治療法的見地にほかならない。ギョレスは「最大の勇氣と強い性格をもって眞実を語っているが、新しい、高次の宗教平和(Religionsfriede)こそ、現代がことに必要とするところであり、そのみが未来を保障し、古い基礎を新たに固めるところのものである。まさにそこへ世界史の今日の転換点全体はわれわれを導き、われわれに暗示を与えるのであり、著者「ギョレス」のこの結びの思想の中にこそ、その序説の神話学的な不明瞭な像の中には求めても得られない、彼の著作の眞実の志向(Orientierung)は存している。」勿論ギョレスも實際政治の上では議會主義的幻想とコーポレーションの原則のあいだを動揺しているけれども⁽³⁾。

さらに後期ロマン主義の精神にとって、また「コンコーディア」に寄稿することによって、その重要な要素として

見逃せないのは、フランツ・v・バーダー (Bader) の思想である。ノヴァリスもすでにこの哲学者を尊敬していたほど、彼はすでに十九世紀の初めから本来のロマン主義精神の先駆的役割を荷っていた。そしてまたF・シュレーゲルもそののちミュンヘン・ロマン主義者グループに関心をもっていたと言われ、一八一〇年ウィーンで会っている。彼の思想形成はイギリスでゴドウィン(1)のグループに属したけれども、帰独後はそれに対する批判を深め、ベーム(2)の神秘主義に接近していった。ことにフランス思想との接触によってラムネ(3)、その師ド・メーストル(4)、ド・ボナールも知っていたし、ガリチン・グループをとおしてスラヴォフィール派との連絡も存在していた。彼が「コンコード(5)」へ行なった寄稿は、「思想の記号の影響力について」『Über den Einfluss der Zeichen der Gedanken』であって、きわめて断片的であり、未完成のままであり、サン・マルタン (St. Martin) の論文の注釈つきの紹介以上にできるものではない。しかしマルタンの神秘主義的神知論的思考を奪回することによって、感覚論的、経験主義的意識理論の批判の方向を再び打ち出そうとしている点において、バーダーがその他の著作の中で「あらゆる公理の中の公理」と表示したところのものがすでにはっきりとそこに示されている。すなわち人間はただ神からのみ概念把握され、根拠づけられるのであって、この「中心的」、「もっとも原初的」制度を承認しないすべての哲学は「神否定であり、人間否定である。」サン・マルタン注釈の中ではバーダーはこの見解を、そのみが意識理論を根拠づけうる真理であると呼んでいる。自己を知ろうという人間の知識から神を知ることがはじまるのではなくて、神は自らを知り、人間を知りたもうがゆえに、彼は自らを知るのである。フランスにおける精神主義 (Spiritualisme) の立場にひとしい。⁽⁵⁾

「コンコード(5)」の哲学思想について以上のような見解が代表的だとすると、F・シュレーゲルはこれらの見解をさらに徹底させる方向において、「時代の徴し」の精神を展開したし、さらに彼は自らバーダーのサン・マルタン

論に依じて「靈について」(Von der Seele) を同誌の中に発表しているし、また同じように詩論の分野では「ラマルティーンス宗教詩論」(Über Lamartines religiöse Gedichte) をシルベルト (J. V. Silbert) の宗教伝説についての小論とともに発表している⁽⁶⁾。

社会理論の分野については、後期ロマン主義思想の代表者として著名なA・ミュラーがこの雑誌の共同編集者の主たる寄稿者として参加している。ゲンツと密接な関係があったし、むしろバーク思想の継承者をもって任じていた彼の見解がただちにF・シュレーゲルのそれと同一視できるかどうかについては、ミュラー自身が個人的にも後者と親密だったし、思想上も両者は一致しているかのように振舞うことは、必ずしも認められないようである⁽⁷⁾。しかしとにかくA・ミュラーは「単に社会生活の全コスモスのみならず、ロマン主義的社会学の要綱」を論じた(J・バークサ)、ということとは認められようし、少くともロマン主義が生命の社会的、政治的關係への適用の試み—そのことがうまくいったかどうかは別として—だったとは言えよう。彼は「神学的基礎の上に体系的に記述された国家経済」(Die innere Staatshaltung, systematisch dargestellt auf Theologischen Grundlage) を書いているが、F・シュレーゲルと同じように「国家を基礎づけ、維持し、権利と叡知の要求を調停する力は超越的なものからくることができるにすぎない」という見解を表明していた。彼はまたこのような見地から「誤った絶対的統一の体系」批判を展開している。つまりA・スミス流の自由経済論への批判を展開し、いわゆるリスト流の民族経済論の端緒を与えたのであって、その見地からの貨幣論、農業論は注目すべきものがあつたと言えよう⁽⁸⁾。

「コンコーディア」のカトリシズム神学思想に関する若干の研究はハイデルベルグの神学者ストルベルク (Graf Leopold zu Stolberg) のキリスト教史に関する研究に関連した、ブッホルツ (Franz Ritter von Bucholtz) の「ストルベルクの最近の著作について」(Über Stolbergs letzte Schriften) である。ストルベルクがロマン主義者を改宗

させる上に大きい影響をもっていたこと、シュレーゲル自身もまたそうだったと自ら告白しているほどその力は大きかったことが、ブッホルツによってその神学が論ぜられる動機となっている。彼はフランクフルト外交使節の随員としてすでにそのころからシュレーゲルに思想的に共鳴し、その協力者となっていた。カトリック教会は「真の宗教」として統合する力をもっており、一八〇〇年のあいだ神の教えを守りつづけているのであるが、ストルベルクにとって真の宗教とは、すべてのものを理想的なもの、知的なものを最高のものとして高貴にするところのものである。

「すべての人間の努力の断片は、それが生命の萌芽をいとも高い光に照らして自らのうちにとりあげるときにはじめて、尊いもの、不朽のものとなる。」と彼は結論で述べている。⁽⁹⁾ ウェストファーレン・グループに属しているフュルステンベルク (Graf v. Fürstenberg) の家族に属する「Fb」署名の寄稿「寺院と建築師」(Tempel u. sein Baumeister) はおなじような神中心の見解から高慢軽薄な時代精神を批判し、信仰、信頼、キリスト者の徳の復活によってのみその救済は可能であることを論じている。⁽¹⁰⁾ ケルンの哲学者 J・H・ヴィンディシユマンの通信「西ドイツからの手紙」もおなじような時代の嘆きをつたえている。⁽¹¹⁾

さらに「コンコーディア」の精神を理解する上に見逃しえないのは、王政復古の思想の表明として、また、ド・メーストールやド・ボナールのフランス伝統主義の集大成として「国家学の復古」(Restauration der Staatswissenschaften, 1816f.) を書いたスイスの政治学者ルトウィヒ・v・ハラール (Hallier) によって、三つの論文が寄稿されたことである。F・シュレーゲルは自ら彼の上述の国家論における歴史主義的見解が一面的であり、基本的なものを忘れていることを批判し、ただその後の彼の思想上の発展の中で、すべての社会制度の基礎であり、中心点である教会組織を検討することによって、社会的結合における「神的積極者」(das göttlich Positive) の認識に彼が至ったことを評価している。⁽¹²⁾ 同誌にのった「平和の基礎について」(Von der Grundlage des Friedens)、「祖国とは大地」(Das Vaterland ist die Erde) とい

う新原則に「Über den Grundvertrag der Gesellschaft」(Über den Neuen Grundsatz: das Vaterland ist der Boden)、「社会の基本契約について」(Über den Grundvertrag der Gesellschaft)は、平和の真の基礎を、もつと倫理的に高次の権威のもとへの社会的制度の有機的従属にはかならない。共同体的真理に求めており、つぎに民族を空間によって統合された国民と時間的に「歴史的に」統合されたそれとの区別から出発して、伝統に根拠づけられた国家が全く新奇好みの社会への優越を証明し、最後にルソーの社会契約が既存のものVを否定し、目まいをおこさせるような「人類の完全性」の理念をそれにかえて、誤謬、虚構、したがってすべての国家、社会、家族の終りをもたらしたと批判している。ハラーにとって「真実の社会契約」は、いとも高い地平のそれであって、すべての歴史の始めに存在していた意志の結び糸、宗教の承認にはかならないし、それにかわって国民の偶像として人間の業が選ばれるならば、そこでは恣意と悪意が支配するだろうと論じている。⁽¹³⁾ そのほかにも同誌にはウェルナー (Zacharia Werner) の参加も見られる。⁽¹⁴⁾

このように「コンコーディア」誌によせられた同人たちの論文はすべて後期ロマン主義の精神の多様な角度からの把握であって、時代の精神の墮落からの救済を宗教の積極的復活、ことにカトリシズムと教会のヒエラルヒーの復興によって達成しようと企図していたことがわかる。そしてF・シュレーゲルの「時代の徴し」(Signatur des Zeitalters)もまたそのようなそれぞれの領域における志向を統一的に理解し、表明し、宣言することを目的として書かれたと言えよう。このような後期ロマン主義精神、カトリシズムの宣言に至るまでに貢献してきたのは同人たちの努力であるが、その先駆者としては、革命の誤謬に対する強大な予見のダムとしての、歴史的、神的積極者を雄弁にヨーロッパ国家制度の上に移し植えたバーク、一七九二〜一八〇六年にいたるまで、当時征服欲と篡奪に抗して積極者の立場から平和的国際法の原則を守りつづけたゲンツ (Gentz)、あまり認められてはいないが、宗教的、歴史的に十分に根拠づけられたキリスト教国家の理念を君主制憲法の中に表示したド・ボナール (Bonald)、そして聖職者の権力

と君主政國家の宗教的基礎を少なくともかくもはつきり根本から述べた人はいないだろうという点では、キリスト教國家觀の復興者の第一級に属しているメーストル (de Maistre) —— もつとも彼はドイツ的中世の帝政 (Kaisertum) の理解に欠けており、現代に対する刑罰と恐怖の形而上学、ウルトラ精神の点ではいただけないが——これらの人びとの名がつけ加えられねばならない。⁽¹⁵⁾ それらの人びとの思想は現代の精神状況の中に潜んでいる深刻な危機をなんらかの形で警告していると言わねばならない。シュレーゲルが「時代の徴し」として鋭敏に感じとった時代の不安は、まさに外的な平和と繁栄とにかかわらず同時代の人びとの精神の重荷となって重苦しくのしかかっていた。当時の全体の情勢の眞実とその正しい性格を誤りなく理解するためには、その切迫した徴候の良くないきざしと危機について沈黙すべきではないし、それらをはつきりと目にとめておかねばならないのだが、そのもつとも良くないきざしは、外的平和が続いているにもかかわらずすべての觀察者にとって一般に感ぜられるようになった「内面の不安」 (innere Unruhe) であろう。ヨーロッパのすべての人びとにとってはなほだしい重荷となっていた、すべてをおしつぶす軍事力のきづな (「ナポレオン」) からヨーロッパが再び自らを回復したとき、すべてのふるい希望はあらたに生きいきしてきたし、だれでもが人類にとっての新しい幸福な時代の始まりをうたがいはしなかった。平和という仕事それ自体がますます確実な根拠をもち、堅固となりつつあるとみんなが信じていたし、たとい革命の余波があちこちに不安定な政情を生みだしても、波紋とおなじように波の高まりはいよいよ静まり、ついにはすべてが平和に歸するだろうとすべての人が期待していた。しかしその希望はあまりにもお人好しの、軽ろがるしいものにすぎなかった。邪悪さ (Uebel) そのものの根は深く、一般的だった。どこでも多かれ少かれ、もつとも内的家族關係にまでいたるすべての範圍にわたる人間生活をつらぬいた、それのみでなく個人の胸のうちで自身と分裂させ、内面的に動揺させた、ある不愉快な、秘密の重苦さと分裂、隠された不安が現われていた。個人的な、内輪の家族の幸福もまたヨーロッパのき

わめて多くの部分における古い秩序の崩壊によって、またあちこちでは強力による変化のために、ともに救いがたいほどにはげしく震撼されていた。解放の欲びはほとんど煙りとなって消え去ったので、人びとははなはだしい圧迫感に悩んでいる。つまり各人のもつとも固有な、もつとも必要な活動がなんらかの仕方であ束され、まひさせられ、解きほぐすことのできない矛盾にはまりこんでしまったことを十分に感じていた。けだしこの大きな、人間生活すべての血管をめぐり流れている欠乏は……物質的存在のみには限定されてはいなかったから。戦争はすぎたけれども信頼と平安 (Ruhe) は平和とともに帰ってはこなかった。勝利の獲得された果実は、あの古い禁じられた木の実のように、それ目には見えがよいが中身はからで、虫がくっていた。平和後の状態は上わべは裕福で、見かけは幸福そうだが、その実は借金の重荷で気がかりになり、まやかしの良心で落付きをなくした男のようであった。——各人のもつとも内面的な個人の苦惱が、現代の一般的不幸、および人びとを十重二十重と糸でからめとり、かつ無数の形式で有機的に倍加された分裂、抗争とどこで相互に関連しているのか？——このようにF・シュレーゲルは問題を設定している。⁽¹⁶⁾

このような時代精神の危機はどのような視点から診断されるのだろうか。シュレーゲルはここでこれらの現象はいとも高い宗教的見地からのみ、つまり導きの神意 (Vorsehung) の計画に合致していると判断することによってのみ、正しい展望は開かれることを主張している。内面的不安のこのしめつける感情の中に、長いあいだ訪れることになかった、探しだされなかったその根元へ注意をむけさせ、それへ導かれてゆくためである。個人の場合と同じように、「……民族、国家、時代全体が同じいとも高い教育方法に従って摂理により導かれ、苦しい、重苦しい、しかし実りの多い、ためになる状態と経験の長いつらなりをとおして、正しいものへの認識へ、正しい生命それ自体を旨として導かれるべきだとは考えられないのか？」たしかにそのような見地はほとんどいままでなかったし、意志の力を

もってしても、悟性の導きのもとではおこりえなかつた。しかし政治的実践に従う人がこの考えを堅持すれば、それは正しい見解を助け、全き真実の方向へ彼を導きうるであろう。たといそのために実さい政治上正しい解決に至るまでにはなお遠いとしても。このような真実の見地から見るとき、シュレーゲルの時代の徴しは、一八一五—二〇年の短かい時期について見るとき、不安ながらも期待し、決断がつかないまま動揺している状態の時期は過ぎ去りつつある、(vorüber) ということ、ほかの言葉で言えば、その大部分が隠れたままであった邪悪がいよいよ目に見えるものとなつたということである。ほかのところではシュレーゲルはそれを「始めの終わり」、つまり「大災厄を駆け足でいそぎ過ぎゆく世界の歴史の恐るべきドラマの第一幕が閉じられた」とも言っている。⁽¹⁷⁾

しかも時代はその症状の進行の新しい段階に入り、健康な判断力をいよいよ失つてしまつて、いかに混迷した理念のために、道義の全体的蝕と病症を深刻なものとし、むしろ狂信とデーモンの権力を生みだし、権力人 (Gewaltmann) に革命の遺産を篡奪することを許している。フランス革命から生じた災害を、人がフランス民族の責任に帰することは、民族的党派性の現われであり、ヨーロッパが連带的に融け合い、仲間として統一体の中に編みこまれてゐる今日、愛国的民族憎悪は過去のものとなつてしまつた。むしろその責任はヨーロッパ文明国の基礎全体に求められねばならないし、現代という歴史的責務 (Schuld) から検討せねばならない。つまり普遍的贖罪 (Versöhnung) であつて、その見地からすればわれわれは相互和解 (Ausgleichung) と衡平 (Billigkeit) を目標とせねばならない。しかしヨーロッパにはそれにもかかわらず新しい症状が見えはじめた。悪の権力の反対極として善への無力もまた、党派またはウルトラ精神 (Partei-od. Ultrageist) に対する大衆または教養人のあいだにおける信念上の無関心として現われている。(この党派精神——主としてフランスについてシュレーゲルが述べていることを直ちに少なくとも現代的意味における政党と解すべきか否か、大いに問題が存する点であるが、政党論を発生論的に見るときそれは

なはだ重要な意義をもっている。政党の立場からポレミックによってなんらかの統一、または全体へ達しうるかのような幻想、虚構をふりまく危険、有害な現象が見られる。たとえば自由主義者たちは政党と自称してジャコバン主義の原則に対する学問上のポレミックが有益な結果があるかのような虚偽の幻想をばらまいているが、それはなげすてられねばならない。自由主義者のみならず、フランスの正統主義者たちについてもおなじウルトラ精神が指摘されねばならない。その思考方式は「絶対的統一と絶対的自由全体の誤った体系」へ現代人を消耗させてしまう消極的なものの所産である。⁽¹⁸⁾あるいは理論上の絶対主義であって、絶対者はそれ自体本性上無機的作用をもっており、要素を放出して破壊する働きをするのである。⁽¹⁹⁾それは「積極者」(Positives)の原理に対立することによって、不信仰を助長し、状況に対する正しい認識を妨げている。つまり黙示文学的世界史展望はそこでは失われてしまっている。審判の時機が熟しており、救主が教えたもうたとおり、「父なる神はその時を予め定めたもうた」と言うのに。⁽²⁰⁾

このような時代の「悪の原理」に対して「善の原理」が、つまり上述したように「生ける積極者」(das Lebendig Positive)が明確にとらえられねばならない。それはすべての生活事項にわたって、社会のすべての関係において、内的にも外的にも堅固なもの、持続的に確実なもの、能動的眞実者である。このような有機的なものは、無機的、原子的、機械的、または当時青年たちの関心を呼んだ動力学 (Dynamismus) に相反するものだが、そのカオス、バビロンの言葉の混乱がそれぞれの領域の混乱を呼び、目まいの精神、虚偽の天才を生んだのである。「第二の本性となつた虚言であつて、専制的であれ、無政府的であれ、すべての党派権力の両刃の剣の、おそろしく精神的握りどころとしてである。内面的眞理感覚のこの全面的鈍化と、かつては間違はなくとおり、力強い働きをもっていた言葉の内側の空洞化である。……それだからこそ現代はまたきまり文句の時代でもある。けだし少くとも大多数の人びと、大衆にとって正しい言葉が失われたあとでは、もうきまり文句と空虚な公式がそれにかわることになるだろう。」それ

はまさに絶対精神であり、ウルトラなのだが、善の原理は、このような抽象的概念とは全く異って、もちろん相對主義とは言えないにしても、むしろ救済に関する根本的発想であり、治療力——ギョレスが主張したような——に関する理念であって、具体的、有機的に人間生活の各領域の相互関連をとらえようとする思考、つまり教会におけるキリストであり、家族的愛であり、独立のコーポレーション原理である。このような基本的考察はまさにヴィンディッシュマン講義におけるキリスト教国家論の延長にはかならない。⁽²¹⁾ つぎにこのような理論が現実政治についてどう展開されるかを見ることにしよう。

(1) Anstett, J. J., *La Pensée Religieuse d. F. Schlegel*. p. 392, note, 168b. トールマンはギョレスの「歴史における宗教」(Religion in der Geschichte) がシェーラーゲルの方法論に多大の示唆を与えたと述べている。Thornann, id. S. 48-9. Derselbe, *Prophetische Romanik*, SS, 68, 70.

(2) Anstett, id. p. 341. 勿論引用ははつきり示されていないが、ギョレスの「ドイツと革命」の叙述ときわめて一致していると言える。引用箇所もギョレスの「革命論」のそれと類似していると考えられる。

(3) F. Schlegel, *Signatur des Zeitalters*, (K. A. Bd. VII, SS, 555, 557, 559-60, 562-63.) ギョレスに対する批評としてはさらに「この予言者ギョレスが一八一〇〜二〇年に至る、きわめて動揺しているもっとも新しい時代を特徴のある視野と生きいきとした描写の中で大家らしいすばらしさで未来史的輪かくの豊かな資料をつかって述べていることを賞賛し、つぎのように彼を評価している。「彼の見解における積極的なものは、彼が宗教的關係においてとらえているように、現在の瞬間の世界史的意義である。また彼はこのことをきわめて明白に語ったのだから、彼の特別の見地からわれわれは彼をドイツ・合理派(Doctrinär)、全体としてキリスト教的國家理論の擁護者におけるもっとも包括的な、もっとも精神あふれる人としてその中に彼を加えねばならない。たといこまかな点では彼の意見の中には多くの不正確なものが見いだされるとしても。」C・シュミットはこの点をギョレスに対する非難と解しているが正しくない。(C. Schmitt, *Polit. Romanik*, SS. 166-7.)

- (4) Baader, Gesellschaftslehre, Einleitung v. H. Graßl, SS. 26f. ベーダーによつてプロレタリアへの概念は明白に
とらえられたといふ。
- (5) Behler, id. SS. 34-5. Thormann, id., S. 32, 35-6. Curtius, E.R.; Kritische Essay... S. 97.
- (6) 同、四—五号、S. 197f., 詩論は同 S. 304f. 靈論はその後「生命の哲学」(Philos. d. Lebens) とつてシュレーゲルの
主著の中に完成されることになる。なお Curtius, id. SS. 97-8 参照。
- (7) もちろん不一致の面は個人関係においてもかなり多かつたし、シュラーがベルリンへの傾斜を強めるにつれて、反プロシヤ
的シュレーゲルとの不仲は決定的になつたと言われつつゐる。Anstett, id., p. 391. Behler, id. SS. 35—6, Thormann, id.,
SS. 29—32.
- (8) 同誌、第二号、SS. 87f., 第三号、SS. 133f., Behler, id., S. 36.
- (9) Behler, id. SS. 36-7, 20~21. Thormann, id. SS. 24-5. 同誌、第四—五号、SS. 231f., 第六号、SS. 334f..
- (10) Behler, id. S. 38. Thormann, id., S. 25. 後者はこの論説をバーダーの手になるものと述べているが、正確ではなからう。
- (11) Behler, id., S. 38, 26.
- (12) K. A. SS. 493, 562. 「時代の徴」の中での評価。
- (13) Behler, id., SS. 39-40.
- (14) 同、第六号、S. 314. 書評「マティアス・クラウディオウス論」
- (15) Signatur des Zeitalters, K.A., Bd. VII. SS. 561-63.
- (16) Id., SS. 483-85.
- (17) Id., SS. 485-87, 489.
- (18) 同右、SS. 488-491, 494-95.
- (19) 同右、SS. 519-520, 521.
- (20) 同右、S. 505.
- (21) 同右、SS. 522-25. 国家体をアトム・分子に分解し、それらの大量的均衡をはかる方法、分析とダイナミズムが、有機的
・生命的方法の対立物であると言つ。 (同 S. 539)

「時代の徴し」は最近の三〇年間の歴史におけるヨーロッパ政治への回顧、つまりフランス革命からこの「コンコルディア」誌までの、革命による近代の頽廢の進行を段階的に考察することからはじめる。革命以前においてすら、それは時代悪の第一段階と言えるかも知れないが、政治的、知的世界における支柱、紐帯における道德的解体は著しく進行しはじめていたし、新世界における事件はヨーロッパへエゴイズムと啓蒙をもたらした。哲学における敵対精神、無神論は習俗の頽廢をさらに進めることになった。革命の原理は新しい秩序をもたらすものではなくて、ただ古い機械が本質的にはなんら変わることはない機能の活潑な活動に間に合わなくなったにすぎないという点に存している。機械的勢力均衡が内部からの新しい活力をもたないところでは破壊されてしまうのもやむをえないところであった。しかし革命はただその進行方向を一そう急速におし進めたのにはかならないのであって、新しい原理による人間関係の創造であったわけではない。その点に現代の不安が、外的平和と安定にもかかわらず進行しているわけがあると言わねばならない。したがってもっとも最近の精神状況の中に見いだされる、世界の没落は近いという予言が民衆のあいだのみならず、上流社会の中にも一そう広がりつつあるという神秘主義的傾向も、その現れの一つと見なければならぬ。ステイリング (Stilling) によって流布された終末觀的幻想である。このような心理と対照的な精神的雰囲気、衰退しているヨーロッパに新しいエネルギーを逆に輸出することによって、新しい文明復興の原動力としてアメリカは働くことになるだろうという期待から生じている。しかしこの意見が現実のものとなるためには、終末觀的見解とは反対に、かなりの長さ、少くとも一世紀を必要とするだろうし、そのような時代になるまでにアメリカは、オーストラリアをも含めて、世界における第五の政治的、文化的勢力として世界史上に登場せねばならないだろ

う。しかしこのアメリカ観は、さらにまた衰退しつつあるヨーロッパに新たなエネルギーを吹きこみその再生をつくりだすものとして、その原動力はスラヴ種族の諸国民によって荷なわれるだろうという、また別の期待とも関連している。ヘルダーによって強調された見解は、新しい時代が、ヨーロッパのみならず世界史の上においてスラヴ諸民族のもつ支配的な役割によって、つくりだされるであろうというスラヴの期待 (Slawische Erwartung) である。たしかにロシヤ、オーストリーにおけるスラヴ諸国民がヨーロッパ文明に参加し、その再生に大いに寄与するであろうことは、はなはだよろこばしいことである。しかしそのことはヨーロッパ自身の内部からの復興の可能性と希望を否定的に受けとるのであれば、それは誤りであって、ヨーロッパ諸国民についてもその復活の根本原理とエネルギーとがキリスト教精神によって内から得られる希望がえられねばならない。⁽¹⁾

しかしこのようなヨーロッパの再生はどのような形で追求せられうるのだろうか？フランスにおいて進行しつつある「政党内閣」(Parteiwesen) についてはそれがいかに機械的あるいは動力学的^{ダイナミツシ}の哲学的の絶対主義の所産であるかはすでに述べたとおりである。たしかに革命主義の方式は表面からは姿を消してしまつたが、正統主義の政府の党派精神による活動をも含めて、それが消極的立場つまり絶対者の深淵においてのみ数学的哲学的国家観、国家統治を構想していることは真実である。このような統治方式は結局は革命の形式化あるいは固定された無政府以外のなものでもない。内的な生命の源泉から切りはなされた、このような機械国家がそれ自体自分の根元を掘りくずしてしまうだろうことはあきらかである。もともと消極者にはかならないものを積極者として見せかける虚妄によって、ドイツ自身は国内的には分断され、対外的には無防備の状態におかれるに至つたのであつて、青年たちによって熱心に支持されている、いわゆるハルデンベルク式の「上からの革命」もまた、このようなフランス式の党派精神に迷わされた結果にすぎないし、ドイツにとって何らかの平和と統一を期待しうるものとはなりえない。それはドイツ哲学の危機と精

神革命から生じた動力学的遊戯と幻想の所産にはかならない。⁽²⁾

このような政党制はいわゆる議会主義、つまり国民代表制、両院制、内閣制と関連して発展してきたものであるが、このような理念自身どんな積極的なものを含んでいるのだろうか。「白い球と、黒いそれをもって両院にはもとも何があるというのか。国民代表 (Volksrepräsentant) というのだが、彼らはつねに一つの党派 (Partei) をなしているにすぎないし、あるいはもっとも幸いな場合には、自ら性格をもっており、一つの真に自分のものである意見をもっているけれども、それでも自分自身を代表しているにすぎない。それから世襲貴族、秘密委員会、公開討論、最終票決がやってくるが、神秘的魔術的不思議をかくすためであって、このあたらしい本質、このイギリス流の発見あるいはイギリス風の病気が、すべての政治家と自由主義国家哲学者をめまいさせ、諸国民をつぎからつぎへ伝染性の熱病のようにとらえてゆき、現代の独特な瘴気として、導火線のようにすみやかに住民の多い、文明化した世界のすべての部分をわたり、かつつらぬいて過ぎてゆくというのか？」このように彼はいわゆる議会政治—イギリス流の—へのするどい批判をおこなっている。⁽³⁾しかし自由主義者はイギリス憲法がその風土習俗に応じてその地方自治、ギルド制に十分合致し、その権力的要素がワクチンの毒素を除かれ、歴史的に風土化していることを忘れている。⁽⁴⁾

新憲法に関する期待についても、国民は党派精神からではなしに、もっと健全な見地から、真実の利益と人格上の幸福を求めて、単なる紙の上に書かれた抽象的自由規定ではなしに、実践的適用がすべてを決定するであろうという立場からそうしたのである。「現代の時代精神のこの新しい意味での憲法—歴史的に成長したのも、生きいきと根拠づけられたのでも、真に有機的な構成をもったのでもない—こそ、よく言われるように一つのカルタ（ルイ十八世の憲章 (Charte) とかけて言ったのである—筆者）すなわち一片の紙 (ein Stück Papier) であって、それ自身はなんら多くのことを言おうとはせず、その場合大切なことはすべてその運用次第にまかせている。その大部分が若干

の抽象と多様な形式および手続 (Formalität) から成り立っていて、暇な時間さえあればだれでもたやすく、そのしんぼうのできる文書をおなじくいうまく、またはもつとうまく完全に書けるようなものであり、実さいまたこれらの憲法の多くが現実まさにこうして成立したのであり、かつ半時間のうちに書かれたようなものである。あるいはまたもつと字義どおりの意味でのカルタであって、ハートかスペードか、この党かあの党かが賭けられているのに従ってはじめ勝負の上での意義を得るのである。その場合大ていは損を出した人、その人だけが非難されるのであって、その人は賭の元本を調達せねばならない。」「したがって憲法からは、病的憧れと一般的欲求への、運用上の、ダイナミズムの魔術的力が、―それは公的にはされない秘密な取引かもしれないが―引きだされているのにすぎない。このようにF・シュレーゲルは立憲政治、ことに議会主義、政党制への批判をつよめている。⁽⁵⁾

このような国家機構自身における権力分割についても、立法権と執行権とのあいだの分立というよりはむしろ最高の国家権力自身の理念上、実在上の構成要素への分割こそ、現代的意義をもっている。つまり元首は大臣から区別され、王国の理念が古来からの尊厳の完全な輝きを侵害されることなしに維持されうるために、君主の人格は神聖不可侵として表現されねばならない。一方大臣はもつとも粗野な責任追求にさらされるが、政府の實在的力はすべてこれを自身に統合している。したがって君主は彼らを現実には個人的に自身の洞察と信任によって選任しうるのではなく、―あるいはそのほかのフラクション全体の委員会ともいべきものを大量に任命し、または解任せねばならない。つぎに執行権力、すなわち元首と内閣から区別された立法団体の再区分、両院制と対立する要素への区別、つまり世襲貴族、高級聖職者のような、阻止し、かつ維持する、旧きによる重々の原理 (Pr. d. Schwere) と、つねに活動的で新しいものへ向かう傾向をもった国民代表者―このもの自体具体的にははなはだ疑わしいものなのだが―における不安定の原理 (Pr. d. Unruhe) との対立と均衡がなければならぬ。最後に万事を管理する法律機械と命令工

場における固有な生命機能としての法律生産行為それ自体が、相異なるモメントへ分割され、すでに分割されている権力のあいだで新に配分される。発案、討議、採決―大てい野党側から発案された法律案は否認される。このような国家自身もつとも重症の病気をそのうちに蔵していると言わねばならない。全く敵対する諸要素がただ偶然的要因のもとで均衡を保っているにすぎない。⁶⁾

このような立憲的自由主義のもとにおける統治機構は、いわば政党間の対立を利用し、あるいはそれが典型的に二大政党制として発展している場合にはその中間を利用して弱さの表現にほかならない中立的立場において―あるいは穩健第三党として―政府、執行権力の独立が保持され、あるいは能動的に中間的立場をとる場合―たとえばボナパルトの場合におけるような―には、政党それ自身の存立を否定するような事態に至ることがありうるのだが、しかしいずれにせよこのような政府自身いわば政党政治から独立あるいは中立の見せかけを示しているにしても、その行政権力の本質が中央集権的権力強化の旧来の政治方向の延長そのものの上にあることは明らかであって、シュレーゲルのいう積極者に対立し、地方的なもの (Lokale)、コーポレーションを破壊し、解体しようとしている意味において単なる消極者の原理に立つものであること、ウルトラ精神、党派精神と同一のもの、異った現象にほかならない。しかもこの現象こそこの最近のもつとも新しい動向として F・シュレーゲルはこれを中間からの (aus der Mitte heraus) 革命と呼んでおり、これは国家解体と無政府の適切な表現にほかならないと述べている。⁷⁾

かような消極者原理によって否定されている身分制、ヒエラーヒー、コーポレーション、地方制 (コンミュン、ラント、プロヴィンツ) を防衛しその構成要素の上に国家を有機的に形成すること、さらにそれらの国家間の連邦制を樹立すること、そこにシュレーゲルのいう積極者原理がある。しかし単なる世俗的事項にのみ限定されるのではなくてすでに述べたようにキリスト教原理に従属させられたキリスト教国家であるという基本的宗教倫理を前提とし、その

ようなものを目ざして積極的努力を原則として要請されているという意味であって、ケルン「講義」の中ですでに明らかになされていたところであった。したがって単なる政治機構の問題としてのみ自由主義または正統主義との対立を問うことはシュレーゲルの真意ではないだろう。すでに述べたように生命的・有機的とは道德の世界にあってでも生成するもの、持続するものであり、生命は生命からのみ、つまり真に新しいものは真に古いものからのみ現れることができるのである。その意味で民族的習俗的なものである身分とコーポレーションは国家のつねに新たな創造の源泉でなければならぬ。ヒエラルヒーの身分制は教会―聖職者との関係において、いわば各国民の縦の関係であり、諸国民間についていえば超民族的横の関係を規制する上での重要な要素となっている。コーポレーションはその最少のものである家族とその生活維持の活動に関連した結合体としてのギルド、その教育に関する集団としての学校と、さらに最大のコーポレーションとしての教会が存している。学校にはさらに学者共和国にはかならない大学、アカデミーもふくまれねばならない。それらはそれぞれ独立した機能集団を形成しているけれど集団相互間に有機的な結合関係が存在することは言うまでもない。国家はそれらの間にあって、自ら一つのコーポレーションであるが、しかしそれらのコーポレーションを根拠としてはじめて成立しうる社会的成体にはかならないし、家族については婚姻の神聖について配慮すべきであり、ギルドに関しては貨幣と信用について考慮せねばならないし、学校に対しては知的生活を向上せしめるための施設を提供せねばならない。しかしそれらコーポレーションに対し権力的抑圧を行なうものに転化してはならないのであって、その点においては各コーポレーション、地方団体に対して最大の自治を尊重しなければならぬ―かつての神聖ローマ帝国が都市コンミュニオンやラントや、あるいは教会の世俗的事項に関して、自らを監督権に限定したように。その構成員である各個人はそれぞれの団体に区分されながら、その職能の差によって不可分に結びつき、キリスト教的信仰と愛によって共通の目的に向かって共同の生活を形成するのである。そしてそれ

はまたドイツ的国民性と密接に結合している。

このようにキリスト教国家は真に平和に奉仕し、それを目的とすることによって、いわば「武装した平和コーポレーション」(bewaffnete Friedenskorporation)とこれと呼ぶことができよう。権力、所有、征服、戦争への欲求に駆り立てられて、それを抑止する方法をもたないいわゆる反国家、絶対権力の最高の拡大を目ざす僭主支配、いつも飢えてすべてをむさぼりつくすリヴァイアサンは、真正の国家からの背反であり、政治上の原罪である。真の国家の起源はニムロデに対する、あるいはヴォルテールが言う「最初の王は連のよい兵士」に対する反省の所産であり、悪いデーモンに対して、神の摂理の計画に従ってその実現に当たることからおこっている。勿論国家は外敵からその共同体を防衛しなければならぬからそれ自体武装せねばならないけれども、その武力の発動について、元首の決定が誤りではないとは言えない。むしろキリスト教国家の名において不当な戦争が行われたことも決して少なくはない。それは元首の個人的性格にこれを帰することは勿論できない。正統主義原理の擁護者がルイ十四世の批判を君主政と宗教への侮辱としているのもその例である。しかし国家が単一国家ではなくて、ほかのコーポレーションとおなじコーポレーションにすぎないとすれば、たとえば他のコーポレーションである教会共同体による一つの査閲、たとえばヒエラルヒーとしての聖職者の制御、あるいは仲裁裁判的調停が重要視されるべきではないだろうかと彼は提案している。つまり「多数の構成員から有機的に秩序立てられた全体者の個性のみが真実かつ秩序正しい国家の本質的、必要な属性であって、その点で大きな主要中心点とならんで、他の従属的な、内的政治生活の中心点が、全体者のおなじくらい多くの有機的分肢として許され、しっかりと支えられるということである。換言すれば身分のない秩序立った君主政は考えられないし、そのもの「身分」の段階における正当な分類が思考されるべしということである。われわれがコーポレーションと呼ぶものは、まさにこのようなものである。反対に全体の国家が完全にひとしい、かつ平た

く開かれた平面のほかは……何もかも提供しないとすれば、かような無機的性質と純粹の實力への絶対的努力……とはもはや真正國家の生ける理念には適應しないだろう。⁽⁶⁾」

ここで触れたようにキリスト教國家との関連においてF・シュレーゲルは、法の概念について、正義(Gerechtigkeit)とならんで衡平(Billigkeit)の原則を重視していることを注意せねばならない。平和コーポレーションとしての眞の國家が正義を目的とし、したがってそれは平和維持の本質的基礎を不可欠の条件とすることはなんら疑いをいれないし、不法の排除を志向せざるをえない。しかしかような抽象的正義觀念から生ずるいわゆる絶対的法概念または嚴格法の觀念を固執する場合には、万人の万人に対する永久戦争以外のいかなるものもないだろう。戦争法規におけるような、あるいはキリスト教的習俗におけるような、いわば現状に適應した修正の觀念、いわゆる正しい讓歩と正しい嚴格さの調和が考えられねばならない。いわゆる衡平法こそ、福音的律法に従って、各人にそれぞれの財産を委ね、与え、所有状態を尊重し、紛争に関して平和的調停条項を前提とするものである。反対に嚴格法は固定した抽象概念で、占有を問わず、時効を知らない。この両者の対立關係は嚴密法的性格の強いローマ法と、衡平の精神によるゲルマン法の対立であって、前者はビザンチン法典のドイツへの導入以来そこでも広く行なわれているが、しかしそれはドイツ人の習俗と相反する性格をもっていた。これに対しゲルマン法は一連の平和的調停と仲裁裁判的判決の性格を多分にもっていた。このような意味で衡平法はもともと、固有の習俗、地方状態に積極的に依存し、歴史的にそれらから発生した慣習法、つまり歴史法にはかならない(Historisches Recht)。このようなシュレーゲルの法觀念がその後の歴史法学派の端緒となつていふことは否定されないであろう。そしてコーポレーションとしての國家の權力も、強制的、命令的權力關係を本質とするのではなくて、むしろこの衡平法の仲裁的処置の性格を多分にもつものと考えられていた。⁽¹⁰⁾

国家と教会との関係についても全く同じような仲裁的権限関係が存在せねばならない。もともと聖職者のヒエラルヒーは国家との職能分化であり、その志向するところが異っているだけで神への信仰と誠実を目的とする点で共通である協同関係が存するにすぎない。実さい中世における教会と国家の関係はまさにこのような協同的仲裁的諸関係であって、法王の教会内における監督も、国家に対するそれも、このような法的性格を出るものではなかった。いわゆる法王主義とはこのような諸関係を正しく認識しないものである。しかし国家と教会の合致、たとえば回教におけるカリフ制やイギリス教会のごとき関係が教権と俗権のあいだに実現されることは反キリスト教的国家の原則にはかならない。また逆に国家と教会との完全な分離と独立―つまり信仰を個人の私的事項とすることも、誤った見解である。おなじ関係は国家のその他のコーポレーションに対する関係にも樹立されねばならないのであって、これらコーポレーションの職能的代表者による会議の決定は国家を拘束するし、また国家は各団体の広範な自治を承認せねばならない。たとえば大学アカデミーについて言えば、中国式の官人統制マンダリンによる封鎖的な学校支配は、ヨーロッパ精神と全く一致しないところで、このような画一を排したライブニッツ構想―それはかつて実現されなかったアカデミーのことだが―をここでもう一度とりあげる必要があると述べている。⁽¹¹⁾

- (1) <Signatur des Zeitalters>, K. A. SS. 498-504.
- (2) 同右, K. A. SS. 526-27, SS. 515-16.
- (3) 同右, K. A. S. 527.
- (4) 同右, K. A. S. 533-4.
- (5) 同右, K. A. SS. 527-28.
- (6) 同右, K. A. SS. 529-31.
- (7) 同右, K. A. SS. 533-44. 動力学的国家は絶対国家だとも述べている。(同右, S. 574.)

- (8) 同右、SS. 542-45. 彼はギルドと国家の結合を「貨幣共和国」と呼び、古代的・スイスの「小共和国」と区別している。
- (9) 同右、SS. 537-53. スペインの「コルテス」(Cortes) についてもその人民の性格に反する立憲的方向での改革がナポレオンの後に意図されたところにその失敗が原因していると指摘している。(同上 537ページ)
- (10) 同右、SS. 572-83, Hendrix, F. Schlegels Polit. Weltbild, SS. 78-80, 159-64.
- (11) 同右、SS. 583ff

(本稿は昨年三月半から六月半までフランクフルト、ウィーン両大学において行なった在外研究の成果をまとめて五月末ウィーンで書きあげたものであって、所定の紙数をはるかに超えているが、雑誌委員の御諒承を得て敢えて掲載を許していただいた。)